# 1. 住宅防火対策の推進について

# 住宅防火プロジェクトチーム会議次第(第1回)

日時 平成16年6月4日(金)14:00~ 場所 安全センター第1会議室(八州ビル4階)

- 1 開 会
- 2 委員長挨拶
- 3 議 事
  - (1) 平成15年度住宅防火対策推進事業結果について
  - (2) 平成16年度住宅防火対策推進事業計画について
  - (3) 住宅防火対策の推進について(住宅用火災警報器の設置義務化)
  - (4) 住宅防火対策事業の今後の進め方について
  - (5) その他

4その他

### 住宅防火プロジェクトチーム委員名簿

委員長 木原 正則 総務省消防庁防火安全室長

副委員長 中本 敦也 総務省消防庁防火安全室課長補佐

田中 道高 東京消防庁指導広報部生活安全課長

高澤 幹夫 横浜市消防局予防部予防課長

佐藤 文隆 川崎市消防局予防課長

與迫 孝治 広島市消防局予防部予防課長

是枝 祥子 大妻女子大学人間学部人間福祉学科助教授

小美濃道雄 全国民生委員児童委員連合会理事

間島 快子 全国地域婦人団体連絡協議会理事

小澤 浩子 赤羽消防団分団長

梅次 盛雄 (財) 日本防火協会総務部長

#### 平成16年度住宅防火划等推准事業計画

平成10年度任七岁人对宋在進事未計画				
事業項目	実施内容	日程	備考 (過去の実績等)	
(1) パンフレット 作成		10月検討	<ul><li>・平成3年度から毎年 実施</li><li>・平成15年度の実績</li><li>「火事にならないために!火事になってしまったら!」</li></ul>	

			作成数:100万部作
(2) 福祉関係指導 教材作成(住宅防 火対策推進協議会 共同事業)	民生委員、ホームヘルパー等福祉関係者を 対象とした高齢者向けの住宅防火対策用広報 マニュアルを作成し、配布する。 作成数:10万部 配布先:各都道府県、各消防本部、関係団 体等を予定	12月検討 ・1月作成	・平成13年度 「住宅火災から生命を 守る – 高齢者福祉に携 わるかたへ – 」 作成数:11万部作 成
(2) 中央展示会への出展	防火意識の啓発及び住宅用防災機器の普及 促進を図るため、東京ビックサイトで開催される国際福祉機器展に出展する。 全体入場者:約13万人予定 リールット作成数:5,000部予定	10月13日 〜10月15 日の3日間	平成15年度の実績 10月15日~10月17日 の3日間 東京ビックサイトで開 催された国際福祉機器 展に出展 全体入場者: 138,010人 アンケート協力者: 3,754人
(4) 住宅防火診断 プログラムの作成	現行の住宅防火診断プログラムの問題点等 を検証し、新住宅防火プログラムを作成す る。 作成数: CD-ROM1,000枚 配布先:各都道府県、各消防本部	・6月〜 12月検討 ・1月作成 及び配布	平成13年度 「消子ちゃんの住宅 防火ねっと」 CD-ROM1,000枚作 成
(5)地方支援	・住宅用防災機器等(展示用パネル他)の交付 付 交付団体数:13団体予定 ・地方展示会への支援 交付団体数:8団体 ・地方講演会への支援 交付団体数:5団体	・9月交付 予定 ・随時 ・随時	平成3年度から実施 平成8年度から実施 平成14年度から実 施
(6) 統計資料の作 成	平成15年中の住宅火災及び死者の統計に 係る現状を分析し、住宅防火対策の情報提供 を行う。 作成数:2,000部予定 配布先:各都道府県、各消防本部、関係団 体等を予定	・9月~ 10月分析 ・2月発行	平成4年度から毎年 発行 平成15年度の実績 作成数:2,000部
(7) 住警器設置推進リーフレット	住警器の法制化に伴い、設置を推進するようなリールットを作成し、配布する。 作成数及び配布先:検討中	・6月~8 月検討 ・9月配布 予定	・新規事業
(8) ホームページ更新 (住宅防火対策推 進協議会共同事業)	住宅防火対策推進協議会ホームページの各種更新、最新情報の配信を行う。 ・住宅用防災機器等取扱事業所リストのリニューアル	・随時 ・5月~7 月検討 8月配信予 定	平成14年度 全面リニューアル

#### 消防審議会答申の概要(抜粋)

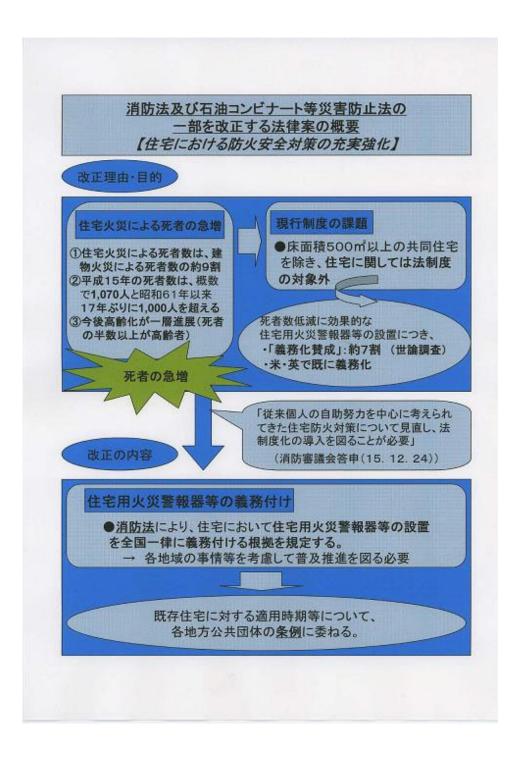
「消防分野における現下の諸問題への対応方策に関する答申」

#### 住宅防火対策の推進

- (1) 法制度化のあり方
- →従来個人の自助努力を中心に考えられてきた住宅防火対策について見直し、法制度化の導入
  - ア. 対象住宅…消防法令により自動火災報知設備が義務付けられていない戸建住宅及び延べ面積が500m未満の共同住宅等
  - イ. 対象機器…住宅用火災警報器等(その他の住宅用防災機器等についても引続き検討)
  - ウ. 手法…消防法に全国一律に制度化を図る根拠を設けるとともに、一定の経過期間を設けるなどの事項については条例に委任

## (2) 市場機能の活用

- →① 住宅用火災警報器等その他の住宅用防災機器等の性能を適切に評価した保険料の割引制度について、損害保険業界に働きかけ
  - ② 技術開発の促進、リース方式の導入等について関係業界に働きかけ
  - ③ 消防団、婦人防火クラブ等と連携した住宅用火災警報器等の設置、維持管理等に係る啓発などの普及方策の推進。報道関係に対して、住宅防火対策の重要性や住宅用防災機器等の普及の必要性に係る啓発等について取組要請。



### 消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律の概要

消防審議会の答申(平成15年12月24日)を踏まえ、住宅防火対策の充実強化を図るため、所要の 規定の整備を行った。

#### I 消防法関連

- 1 住宅用火災警報器等の設置の義務付け
- 住宅用火災警報器等の設置維持基準等について、政令で定める基準に従い、市町村条例で規 定

#### (第9条の2)

#### Ⅱ 施行期日

○ 住宅用火災警報器等の設置義務付けについては、公布後2年以内に施行

(新築住宅は、法の施行日から義務付け、既存住宅は、条例で一定の経過期間を置いた後義務付ける。)

◇消防法及び石油コンビナート等災害防止法の一部を改正する法律(法律第六五号) (総 務省)

- 一 消防法の一部改正関係
- 1 住宅の用途に供される防火対象物の関係者は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める基準 に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならないこととした。(第九条の二関 係)

(平成16年6月2日 官報「号外第115号」より)

#### 消防法第9条の2(平成16年6月2日公布)

第9条の2 住宅の用途に供される防火対象物(その一部が住宅の用途以外の用途に供される防火対象物にあっては、住宅の用途以外の用途に供される部分を除く。以下この条において「住宅」という。)の関係者は、次項の規定による住宅用防災機器(住宅における火災の予防に資する機械器具又は設備であって政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。)の設置及び維持に関する基準に従って、住宅用防災機器を設置し、及び維持しなければならない。

② 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項は、政令で定める基準に従い市町村条例で定める。

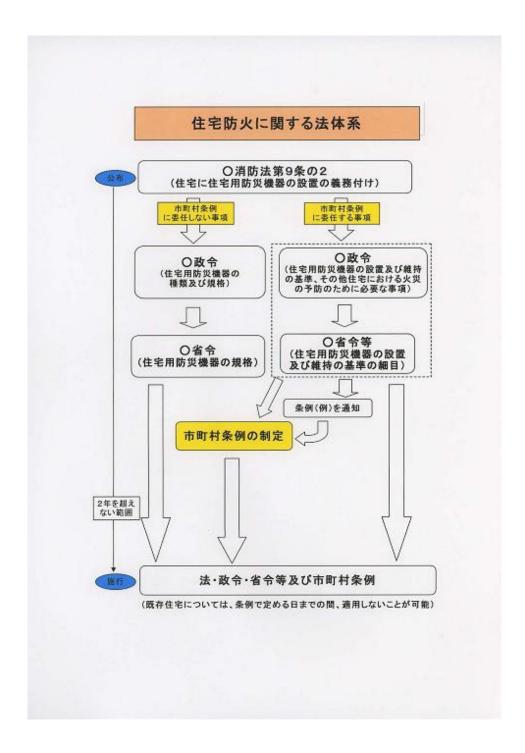
#### 附則

### 第1条(略)

2 第一条中消防法第九条の三を同法第九条の四とし、同法第九条の二を同法第九条の三とし、同法第九条の次に一条を加える改正規定、同法第四十四条及び第四十六条の改正規定並びに次条の規定公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

#### 第2条

前条第二号に掲げる規定の施行の際、現に存する改正後の消防法第九条の二第一項に規定する住宅 (以下この条において「住宅」という。)における同項に規定する住宅用防災機器(以下この条に おいて「住宅用防災機器」という。)又は現に新築、築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工 事中の住宅に係る住宅用防災機器が同条第二項の規定による住宅用防災危機の設置及び維持に関す る基準に適合しないときは、当該住宅用防災機器については、市町村(特別区の存する区域におい ては、都)の条例で定める日までの間、同条第一項の規定は、適用しない。



#### 目次

- 1. 住宅防火対策の推進について
- 2. 平成15年度都道府県婦人防火クラブ連絡協議会幹部地域研修会(九州・沖縄ブロック)
- 3. 防火管理講習 登録講習機関として登録
- 4. 地方からの便り
- 5. あなたも危険物取扱者・消防設備士に
- 6. 日本防火協会からのお知らせ